三重県土地家屋調査士会
旅　費　規　程

（目的）

第１条　この規程は、会務のため三重県土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)の役員、職員(以下「役、職員」という。)が出張命令に基づく旅費の支給について適正な支出を図ることを目的とする。

（出張命令）

第２条　出張は、会長の発する出張命令(以下「命令」という。)により行うものとする。

２　命令は書面により行うものとする。ただし緊急を要する場合は、口頭等により命令することができる。

３　各種会議の開催通知は第 1 項の命令とみなす。

（旅費の計算）

第３条　旅費は、第７条で定めるところにより、高速経済的な経路及び方法により出張する場合の旅費により計算するものとする。

２　命令の変更により、出張者が出張先から他の目的地に移動する場合の旅費については、前項に準じた旅費の計算によるものとする。

３　前項の場合の旅費の不足分については後日別途計算する。

（命令の特則）

第４条　役員が第２条の規定にかかわらず、会務のため３時間以上、所定の場所で業務処理をしたときは前条に準じた旅費を支給することができる。

（旅費の支給）

第５条　旅費は、出張の都度第３条に定める方法により計算した額を出張者に支給する。

２　旅費を事前に支給することを必要とする場合は、命令に基づき第３条の計算方法により概算払いにより支給することができる。

３　前項の場合の出張者は、当該出張を完了した後、１０日以内に精算するものとする。

（天災等の場合の処置）

第６条　出張者は、天災又は交通機関等の事故により、命令による出張ができないとき又は変更するときは、あらかじめ会長の承認を得るものとする。

ただし、出張中の場合は通常の連絡手段により会長の承認を得るものとする。

（旅費の種類及び額）

第７条　旅費の種類は、運賃等、車賃、宿泊費、弁償費とし、その支給額は別表に定めるところによるものとする。

（準用規定）

第８条　調査士会の役員以外で、委員会等の委員に委嘱された者又は特別の目的のため出張を要請した者に支給する旅費は、この規程を準用するものとする。

（規程の改廃・変更）

第９条　この規程の変更及び廃止は、理事会の決議による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は平成５年２月１日から施行する。

（施行規程の変更）

１　この変更規程は平成７年１０月１８日から施行する。

（施行規程の変更）

１　この変更規程は平成１７年４月１日から施行する。

（施行規程の変更）

１　この変更規程は平成２８年４月１日から施行する。

別　表

種別＼役職別	役　　員	職　　員
運賃及び料金	普通急行・特別急行 新幹線（指定） 寝台車（Ａ寝台） 　乗車時より次の日にまたがる鉄道に乗車のとき 汽船 航空機	同　左
車賃	県外のとき 　最寄駅から目的地まで往復 　２，０００円	同　左
宿泊費	会議通知に宿泊料及び懇親会費等明記のあるものは実費とし、これによりがたいときは１泊につき、１３，０００円とする。 ただし、会長が認めた特別な場合は、実費とする。	同　左
弁償費	会議及び出張弁償費 　１会議、５，０００円とする。 　ただし、５時間以上要する場合は、８，０００円とする。 （注１）複数会議を行う場合は、会議毎の支給とする。ただし、午前中または午後から複数会議を行った場合は１会議とする。 （注２）県外の会議は原則１日につき８，０００円とする。 （注３）各種会議の開催通知には、会議時間を明記することを要する。	県　内（津市以外で３時間以上） 　１日につき　３，０００円 県　外 　１日につき　５，０００円